

新型コロナウイルス感染拡大による営業時間短縮等による
国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」受給者へ

「営業時間短縮等影響事業者支援金」 を上乗せして支給します

佐野市では、緊急事態宣言による飲食店への営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛による影響を受けた市内事業者を支援するため、国が実施する「一時支援金」に上乗せする形で、定額の支援金を支給する「佐野市営業時間短縮等影響事業者支援金」を次のとおり創設しました。

【支援内容】

1 名称	佐野市新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮等影響事業者支援金
2 支給金額	下記の区分に応じ、事業者単位で支援金を支給します。 ○ 個人事業者 上限額 5万円 ○ 法人事業者 上限額10万円
3 対象事業者	国が実施する「一時支援金」の対象者で次に該当する事業者です。 ○ 佐野市内に事業所等を有する個人事業者 ○ 佐野市内に主たる事業所等を置く法人 ※商業登記簿等で支店登記等があることを確認させていただきます。 【参考：国の一時支援金受給要件】 ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ② 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少 ※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること
5 支給要件	① 国が給付する一時支援金の「給付通知」を受けた事業者であること。 ② 全ての市税に滞納がないこと。
6 申請期限等	原則、一時支援金の「給付通知」を受けた日から6月以内

※詳細な条件・内容等は、下記の佐野市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/oshirase/>

【お問合せ】 佐野市産業文化部（産業立市推進課） TEL：0283-20-3040